群馬大学共同利用設備統括センター共同利用設備統括推進室教育・人材育成 部及び外部依頼分析部内規

平成28.7.1 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同利用設備統括センター共同利用設備統括推進室細則第3条第2項に基づき、教育・人材育成部(以下「教育部」という。)及び外部依頼分析部(以下「分析部」という。)に関し必要な事項を定める。

(業 務)

- 第2条 教育部は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1)マイスター育成プログラムの実施に関すること。
  - (2) 分析機器取扱いの知識・技術の指導に関すること。
  - (3) 群馬大学共同利用設備統括センター規程第3条第3項に規定する共同利用施設(以下「共同利用施設」という。)が開催する技術講習会等の支援に関すること。
  - (4) 共同利用施設の共同利用設備マニュアルの作成支援及び運用に関すること。
- (5) その他教育部の目的を達成するために必要な事項
- 2 分析部は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 外部依頼分析に係るニーズに関すること。
- (2) マイスター育成プログラムの支援に関すること。
- (3) その他分析部の目的を達成するために必要な事項

(職員)

- 第3条 教育部に教育・人材育成部長(以下「教育部長」という。)を置き,分析部に外 部依頼分析部長(以下「分析部長」という。)を置く。
- 2 教育部及び分析部に副部長を置くことができる。

(部長及び副部長)

- 第4条 教育部長及び分析部長は学長が指名する群馬大学の教員をもって充てる。
- 2 教育部長は教育部の業務を、分析部長は分析部の業務を掌理する。
- 3 教育部長及び分析部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の教育部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条第2項に基づき置かれた副部長の任期は、部長の任期を超えることはできない。 (事 務)
- 第5条 教育部及び分析部の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進 課において処理する。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、群馬大学共同利用設備統括センター会議の議を経て、学長が 行う。

附則

- 1 この内規は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この内規施行後,最初に指名される教育部長及び分析部長の任期は,第4条第3項の 規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

_	2	_
---	---	---